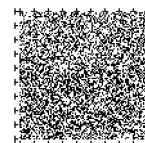


障害者による芸術文化活動の推進に関する施策について

推進協議会第1回専門部会

R8.7.29

資料4-1-1



<障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月施行）（厚労省・文化庁）>

目的（1条）

- ・障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る

基本理念（3条）

- ・障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- ・地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定・実施

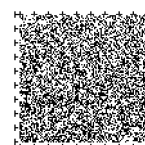
基本計画の策定（7条・8条）

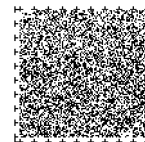
- ・文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。
- ・地方公共団体は、基本計画を勧告して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

基本的施策（9条から19条まで）

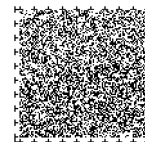
- | | | |
|------------------|----------------|-----------------------|
| ・文化芸術の鑑賞の機会の拡大 | ・文化芸術の創造の機会の拡大 | ・文化芸術の作品等の発表の機会の確保 |
| ・芸術上価値が高い作品等の評価等 | ・権利保護の推進 | ・芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援 |
| ・文化芸術活動を通じた交流の促進 | ・相談体制の整備等 | ・情報の収集等 |
| | ・人材の育成等 | ・関係者の連携協力 |

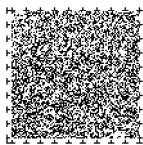
⇒新たに策定する「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、
東京都の障害者の芸術文化活動の推進に関する施策の方向性を示す。





項目	概要	令和7年度実績
ふれあいフェスティバル 	「障害者週間」を記念し、 障害のある人となない人との触れ合いの場を提供 ・特別支援学校生徒による楽器演奏 ・視覚障害のあるダンサーによるパフォーマンス など	参加者 198人
障害者総合美術展 	都内在住の障害者の優れた文化作品の発表、展示 ・展示作品 約200点 ・優秀作品の表彰 20点	応募703点 展示198点
ふれあいコンサート 	本格的なオーケストラ等の鑑賞機会の少ない障害者を招待し、生の芸術に接する機会を設ける。 ・ゲスト演者によるスペシャルステージ ・東京都交響楽団による演奏	来場者数 841人
つながる音楽会 	障害者の実演芸術分野の発表の機会を創出 ・公募により8団体を選出 ・障害のある方の演奏や合唱等の発表	発表会 年2回
障害者芸術活動支援センター（※以下、「支援センター」という。） 	東京都における障害者の芸術活動（美術、演劇、音楽等）の支援拠点を設置 ＜東京アートサポートセンターRights＞ ・鑑賞・創造・発表・権利保護等に関する相談支援 ・支援者の研修会やワークショップ ・交流会や発表を通じたネットワークづくり ・演奏家派遣によるコンサートの実施、地域と協働した美術展の開催 ・情報発信等	①相談 956件 ②人材育成研修 3回 ③発表の機会 2回





主な課題	東京都福祉局における施策の実施状況	関係団体へのヒアリングによる主な意見 ※R8.6月 障害者の芸術文化活動に携わる9団体11部署へヒアリングを実施
鑑賞機会	・ふれあいコンサート ・支援センターによる福祉施設等でのミニコンサートの開催	・身体特性により移動が難しく会場に行きづらい ・施設利用者の身近な場所で作品鑑賞の機会が少ない。 ・美術展の鑑賞ルールを障害当事者が理解しづらい。
創作・発表	・障害者総合美術展 ・つながる音楽会 ・支援センターによる相談対応、福祉施設等と作品発表イベント	・福祉施設により、創作できる環境に差がある。 ・作品発表・評価の機会が少ない。 ・発表を見る方が福祉関係者に偏っている。 ・ダンスなどの身体表現の発表の場が少ない。
交流創出	・ふれあいフェスティバル ・支援センターによるワークショップ等	・障害者の芸術文化活動に対して、福祉関係者以外の主体の参加が重要 ・学校卒業後に、芸術文化に触れる機会が少ない。 ・芸術文化活動が障害のある人となない人との交流のきっかけになりうる。
作品活用・権利保護	・現状、障害者の芸術作品等の販売支援や活用の取組は未実施 ・支援センターによる弁護士への権利相談等	・企業による作品の利用ニーズが多様化しているものの、適切にマッチングできず、活用が進まない。 ・作品を活用する企業等の知識不足による権利トラブルが発生 ・契約締結について、作家一人での対応が困難
発信情報	・支援センターのポータルサイトでの障害者の芸術文化活動の情報を発信	・作品を活用したい団体が作家とつながりにくい。 ・福祉関係者以外に情報が届いていない。

